

平成29年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第10日（平成29年 9月13日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案の委員会付託

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 甲 藤 眞 君 | 2番 | 田 中 耕之郎 君 |
| 3番 | 細 川 博 史 君 | 4番 | 前 田 晃 君 |
| 5番 | 浅 尾 公 厚 君 | 6番 | 森 一 美 君 |
| 7番 | 小 川 豊 治 君 | 8番 | 西 原 強 志 君 |
| 9番 | 永 野 裕 夫 君 | 10番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 11番 | 仲 田 強 君 | 12番 | 武 藤 清 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員 なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長 | 前田 利実 君 | 主 幹 | 津野 綾子 君 |
| 主 幹 | 今津 貴道 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |         |                  |         |
|----------------|---------|------------------|---------|
| 市 長            | 泥谷 光信 君 | 副 市 長            | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 横山 周次 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 中山 優 君  |

|                     |         |                             |         |
|---------------------|---------|-----------------------------|---------|
| 企画財政課長              | 横山 英幸 君 | 総務課長                        | 野村 仁美 君 |
| 危機管理課長補佐            | 和泉 誠 君  | 消防長                         | 上原 由隆 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長       | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長                      | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長              | 徳井 直之 君 | 市長課長補佐                      | 山際 美砂 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長   | 田村 善和 君 | まちづくり対策課長補佐                 | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長              | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長        | 二宮 眞弓 君 |
| 水道課長                | 楠目 生 君  | じんけん課長                      | 小松 高志 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 山本 弘子 君 | 収納推進課長                      | 田村 光浩 君 |
| 教育長                 | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長                      | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長              | 弘田 条 君  | 教育センター所長兼<br>少年補導センター<br>所長 | 亀谷 幸則 君 |
| 選挙管理委員会<br>事務局長     | 沖 比呂志 君 | 監査委員事務局長                    | 文野 喜文 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成29年土佐清水市議会定例会9月会議第10日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞発言席）

○1番（甲藤 眞君） おはようございます。

議席番号1番の甲藤です。

教育は個人の将来の向上を目指すものです。日本の近代化に大きく貢献したジョン万、日本最初の国際人といっても過言ではないジョン万を育んだ土佐清水市にとって、教育によるまちおこしは非常に重要で意義深いものです。近年建設された保育所、小学校、中学校は教育施設として内外に誇れるものであることは、皆さんご承知のとおりです。昨今の教育環境整備の一つとして、足りないものがあるとすれば学校給食であったと思います。

現在の社会環境の中では、子育て世代の皆さんの多くは父親、母親ともに仕事をされている

家庭が多く、学校給食の必要性は非常に大きいものです。また、現在の子供たち自身を取り巻く環境はさまざまであり、食育という教育的観点のみならず、切実な意味での給食の重要性が増大しています。

いよいよ平成30年度から本市の学校給食が始まります。社会資本の一つとして大きな期待感とともにスタートする学校給食です。この件に関しては、これまでおのおの質問されてきておりますので、私の質問はハード面ではなくソフト面についてさせていただきたいと思います。

まず、スケジュールについてご説明をお願いしたいと思います。学校教育課長、よろしくお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） おはようございます。お答えいたします。

本市で初めての学校給食は、平成30年実施に向け取り組んでおり、学校給食施設の建設主体工事につきましては、先の市議会定例会7月会議において議決をいただき、平成30年3月完成に向け、現在、建設工事に着手しているところであり、関係条例の制定につきましては、今会議に議案として提案をしているところであります。

また、給食の運営方法等につきましては、学校長や小中学校の保護者、連合婦人会、連合区長会の代表者や市役所関係課長などで組織した「土佐清水市立小中学校給食検討委員会」を昨年度立ち上げ、給食費の額や施設の名称、欠食時の取り扱いなどについて検討を重ねてきたところであります。

保護者に対しましては、土佐清水市PTA連絡協議会や女性役員との懇談会で説明を行うとともに、昨年12月には、全小中学校保護者に対して給食実施に向けての文書による通知を、また、今年に入りましては、6月から8月にかけて、全小中学校において給食費の口座引き落としやアレルギー認定への手続など、学校給食実施に向け説明会を開催したところあります。

今後は、9月下旬より全保護者に対してアレルギー調査や給食振替口座の登録依頼を行い、その後データ入力やアレルギー食の個別対応に向けた検討を初め、地元食材を含めた食材の確保など、円滑な学校給食の実施に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞発言席）

○1番（甲藤 眞君） 保護者説明会等も行われたようですが、参加人数やその中で出された意見や質問等について、主なものをご紹介いただけたらと思います。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

学校給食実施に向けた保護者説明会は、先ほど答弁いたしましたとおり、6月から8月にかけて、全小中学校において実施したところであり、252名の参加をいただいたところであり
ます。

次に、保護者説明会において出された主なご意見やご質問といたしましては、給食において牛乳が必須となっているが、お茶を選択することができないか。地産地消を推進してほしい。学校を休んだ場合の給食費の取り扱いはどうなるのか。お弁当を持参することはできるのか。アレルギーのある子供への対応はどうするのか。などでありました。

以上であります。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞発言席）

○1番（甲藤 眞君） 保護者からの意見にはどのような対応をされていかれるのでしょうか。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

保護者説明会においては、先ほど答弁いたしましたことを初め、多くのご意見やご質問、ご要望をいただいたところであり、その都度丁寧に説明を行ったところであります。また、全小中学校での質問等を取りまとめ保護者に回答してほしいとのご要望もいただいておりますので、現在取りまとめており今後取りまとめた上で回答したいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞発言席）

○1番（甲藤 眞君） さて、保護者のご意見の中にもありましたが、この中で毎日800食以上の食材ということを考えれば、地域活性化の一つの要因になり得る可能性を持つ地産地消ということに私自身大いに関心をもっております。そこでまず、このことについて学校教育課の見解をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

学校給食への地元産食材の導入は、安定確保はもちろんのこと文部科学大臣が定めた学校給

食衛生管理基準を準拠した運用など多くの課題はありますが、食育の推進や地場産品を学ぶことによる郷土愛の醸成、地場産業の振興などにつながる非常に大切な事項と認識しております。

学校給食の中心的食材となるお米につきましては、農林水産課と連携してJ A高知はた三崎支所においてJ A職員や水稻部会長などと意見交換を行い、市内産のお米の確保に向けての協力体制の構築を図っているところであり、水産や商工部門などについても関係機関との意見交換を行っているところであります。

本市で初めての取り組みとなる学校給食は、食数も800食を超える大きな事業であります。給食実施まで残された期間は限られており、市長部局との連携をさらに強め、市内各関係団体とのご協力をいただきながら、引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞発言席）

○1番（甲藤 眞君） 平成30年度からの給食実施における地産地消を含む食材調達についての考えをお伺いいたしました。地元の一次産業に従事する方々のある種の希望の光とするには、まだまだ越えなければならないハードルがあるようです。しかし、せっかく社会資本の一つとして給食センターができ学校給食が始まるのです。可能な限り地元食材を利用することで、一次産業の下支えの一つの要因にしていきたいと考えています。

平成30年度からというわけにはいかないかもしれませんが、農林水産課として地産地消の割合を上げていくための方法論としては、どのようなものがあるとお考えでしょうか。

農林水産課長によろしくお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

先ほど、学校教育課長より学校給食における地産のお米の導入についての紹介がありましたが、少し具体的に申しますと、魚粉を肥料として使用するなど一定の基準を定め、その基準により栽培したお米であれば通常のものより単価を上げ、給食米として購入してもらえる仕組みを教育委員会で取り決めしていただいたところです。どうもありがとうございました。

それでは、その他の農・水産物の地産地消の割合を上げる方法についての考えを農林水産課の立場で、まず農産物についてお答えさせていただきます。

甲藤議員がおっしゃるように給食センターで本市の農産物を使用してもらえるようになると、確実に農業者の所得につながると思っております。そのためにはどのような仕組みが必要なのか、4月以降、近隣の給食センターにも出向き調べてまいりました。調査した中で多かったの

は、教育委員会が優先的にそれぞれの市町村に存在する農産物直販所と農産物の購入契約を行い、契約した直販所はまずは登録している生産者から可能な限り地元産野菜を収集、発注量に足りない分は近隣の公設市場等で購入、それを合わせて契約した直販所が一括して給食センターに納品するという方法でした。

本市も同様に、市内生産者から直接的に農産物を扱うことができる直販所等を優先して、食材納入業者として選定する方法を進めてくださるようであれば、早速にも生産者への呼びかけ、給食に必要な農産物の種類や量などの情報提供や、農薬管理等の勉強会の開催など、JAや農業振興センターにも相談しながら農業の担当として積極的にかかわっていきたいと考えております。

水産物につきましては、学校教育課の担当者の方が既に元気プロジェクトや土佐食に出向いて協議を進めてくださっているようですので、水産担当として今後さらに具体的な作業計画を示していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、一次産業の底上げとなる地産地消をよりよい形で進められるよう教育委員会の皆様のご意見、ご指導いただきながら、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞発言席）

○1番（甲藤 眞君） ただいま、本市の学校給食事業における地元食材利用、地産地消について、学校教育課長、農林水産課長のお二人から答弁をいただきました。

平成30年度から実施される学校給食においては、施設整備や運営上の問題点の多くは、給食先進地では既に一定の解決を得たものも多く、マニュアル化されたものも多いと思います。そんな中で、土佐清水市が土佐清水市なりの方策、対応を考えなければならないもの。まさに行政の腕の見せどころ、知恵の出どころが地元食材の利用のあり方、地産地消の部分であると思います。本事業の中で、年を経るごとに地元食材の利用、地産地消の割合がふえていくことを願って、学校給食についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、健康推進課長にお尋ねをいたしたいと思っております。

先日、土佐清水市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の協議会委員が選任され、初会が開催されたと伺いました。介護保険制度がスタートした平成12年には、29.1%だった本市の高齢化率は、平成29年8月には45.9%となっております。高齢化が進行している今、協議会での活発な議論に期待し関心をもたせていただいております。

それではまず、土佐清水市の高齢者、介護保険を取り巻く現状について、お伺いいたします。

健康推進課長、よろしくお願ひいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

本市の高齢者人口は、平成27年をピークとして減少傾向にあります。平成27年3月末で6,486人、高齢化率43.9%、今後の予測としては、平成32年3月末6,265人、高齢化率47.5%、平成37年3月末では5,715人、高齢化率49.4%と推計されています。高齢者人口は減少しているものの、人口減少に伴い高齢化率は増加傾向であり、今後も高知県、全国よりも高い値で推移していくと推計されています。

次に、要介護認定者数、認定率については、ともに平成25年をピークに減少傾向にあります。平成25年3月の要介護認定者数は1,198人、認定率18.8%、平成29年3月では要介護認定者数は1,010人、認定率15.6%となっています。平成29年3月の高知県平均の認定率19.1%、全国平均は18.4%であり、高知県や全国の認定率よりも低い認定率となっています。これは、平成27年度から要支援1、2の介護予防通所介護、介護予防訪問介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、国が定める25項目の基本チェックリストに該当することで、要介護認定を受けなくても多様な在宅サービスを受けることができるようになったことから、要支援1、2の認定者が減少したことが認定率減少の要因の1つであると考えます。

平成29年3月の要介護認定区分ごとの認定率は、全ての認定区分において高知県平均を下回っていますが、要介護4、5については、全国平均の3.9%を上回る4.3%となっています。このことは、重度の要介護認定者が高い水準で推移していることを示すものであり、施設サービス等在宅生活が難しくなった要介護者の受け皿整備の必要性を示すものと考えます。

次に、介護保険給付の実績についてですが、実績と計画値を比較すると施設サービス、居住系サービスについては、おおむね計画どおりの値になっていますが、在宅サービスは介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたこともあり、計画値を下回っています。

第6期介護保険事業計画における介護保険料基準額は、4,850円であり、国平均5,405円、高知県平均5,372円より低く県内で6番目に低い保険料となっています。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞発言席）

○1番（甲藤 眞君） ありがとうございます。

介護保険料が低く抑えられているのはうれしいですね。

次に、計画の基本的な考え方、国の動向や市の方針等について、よろしく願いいたします。

○議長（仲田 強君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定の国の基本的な考え方については、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が、平成29年5月26日に成立し、平成29年6月2日に公布され、その中で計画策定の基本指針が示されています。

主な基本指針としては、まず、地域包括ケアシステムの深化・推進について、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進として、国提供データを分析の上、介護保険事業計画を策定。計画には介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を記載する。財政的インセンティブ付与の制度化。

次に、医療・介護の連携の推進等について、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向け地域医療構想を推進するために、地域の実情に応じた介護施設・在宅医療等の受け皿整備が必要であり、第7次医療計画及び第7期介護保険事業計画には、その受け皿整備の必要量を踏まえた在宅医療の整備目標や、介護サービス種類毎の量の見込みをそれぞれの計画の間で整合的、かつ受け皿整備の先送りが発生しないように計画的に設定する。日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として介護医療院の創設。介護療養病床の経過措置期間の6年間の延長。

次に、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進について、我が事・丸ごとの地域づくり・包括的な支援体制の整備のため、地域住民の地域福祉活動への参加促進のための環境整備や、住民に身近な圏域における分野を超えて、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり、生活困窮自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりの推進。高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける。

次に、介護保険制度の持続可能性の確保について、現役世代並みの所得のある者の利用者負担の見直しとして、世代間・世代内の公平性を確保し制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額4万4,400円の上限があります。

次に、介護納付金における総報酬割の導入について、第2号被保険者の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべ

き費用を一括納付していますが、従来の加入者数に応じた負担から、被用者保険間では報酬額に比例した負担とするものです。

そのほか介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進、介護離職ゼロに向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備が示されています。

次に、国の動向について、国の基本指針によれば、第6期計画以降の市町村介護保険事業計画は、地域包括ケア計画と位置づけられており、団塊の世代が後期高齢者となる2025年までに、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。今回の国の制度改正については、介護医療院や共生型サービスなど新たな制度の導入が盛り込まれており、抜本的な改正というよりは、認知症対策や介護予防など市がこれまで取り組んできたことをさらに深めていくことが求められていると考えます。

次に、市の方針について、本市においては、既に高齢者人口のピークは過ぎており、人口減少が国の20年以上も先を行く状況にあります。そのため、本市における地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、限られた地域資源をより強固にネットワーク化することで、つながりを強化し切れ目のない支援体制を整備することが重要です。

今回策定する計画においては、第6期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステム構築のためのつながりを着実に深化・推進する取り組みを位置づけたいと考えます。また、支援体制の整備を図るため、高齢者、子供、障害者等の介護・福祉サービスを組み合わせ合わせた共生型サービスを提供する総合福祉サービス拠点の整備に取り組んでまいります。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞発言席）

○1番（甲藤 眞君） どうもありがとうございました。

このような計画の策定や、そのことによる医療費の抑制効果などが、7月7日の高新一に掲載されていた国保支援の傾斜配分等にもかかわるものと思います。大いに期待してエールを送らせていただきます。

最後に、この高齢者福祉計画・介護保険事業計画に対する市長の見解をお聞かせ願います。よろしく申し上げます。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 健康推進課長から大変詳しく説明がありました。高齢者・介護保険を取り巻く状況や、これから市が進める高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定の基本的な考え方、また国の動向、市の方針など本当に詳しく答弁がありました。先ほど来議員の質問にもありましたが、本市の高齢化率というのは、団塊の世代が75歳を迎える平成37年、

2025年で49.4%と、全国平均の高齢化率30.3%に対して19.1ポイント高くなることが見込まれております。市民の2人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会となることが予想され、地域包括ケアシステムの構築、そして充実が重要であると考えております。

平成27年度から高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき住民主体によるいきいきサロン、運動教室の推進、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症初期集中支援事業等の認知症施策、在宅医療、介護連携推進事業など、新たな施策やこれまでの施策の充実、強化に取り組んできました。特に県下に先駆けて介護予防拠点施設の整備によって、市内46カ所においていきいきサロン事業が定着し、元気な高齢者が高齢者を支える、そういった仕組みが確立をされつつあります。こうした施策の成果として土佐清水市の実情にあった地域包括ケアシステムの構築を進めることが、一定できたのではないかと考えております。

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画においては、これまでの取り組みを継続・充実するとともに、地域のボランティア活動を支える人材の確保・育成や要介護高齢者の在宅生活支援の充実、介護サービスを担う人材の確保など支援体制の強化とともに、高齢者や障害者、子供なども対象とした共生型、多世代交流・多機能型福祉拠点として地域密着型特別養護老人ホームを中心とした、通所介護・放課後等デイサービスを提供する多機能型福祉サービス施設、高齢者向け住宅、介護予防を推進する介護予防拠点を合築・併設したとさしみず総合福祉サービス拠点施設を整備し、土佐清水市版地域包括ケアシステムの深化・充実に今後力強く取り組んでまいります。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞発言席）

○1番（甲藤 眞君） ありがとうございます。

福祉は個人の現在の安全を図るものであります。先ほど来からの答弁、そして市長の熱い思いをお伺いいたしまして、この土佐清水市に住む喜びを感じております。今後ともよろしくお願いたします。

以上で、私の質問は全て終わります。どうもありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時44分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎発言席）

○2番（田中耕之郎君） おはようございます。清友会の田中耕之郎です。

今回は、3点の質問をさせていただきますが、これまでも関連した質問を行ってきましたので、その確認もさせていただきたいと思います。

まず、はじめに観光業についてであります。

本市は、これまでの観光に関して夏の観光が強みということで、さまざまな取り組みを行ってまいりました。本市の状況につきまして、今年度の6月から8月までの観光客数を把握できる範囲で結構ですので、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） おはようございます。

お答えいたします。

把握できている範囲でお答えいたします。まず、市内の観光施設の入館者ですが、足摺海洋館、足摺海底館、海のギャラリー、竜串海中観光、ジョン万資料館、万次郎足湯、テルメの温浴施設の以上7施設、合計で4万9,144人となっています。

次に、団体の宿泊客数です。これは宿泊業者から報告を受けている数値のみとなりますが、合計で1万621人となっています。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） それでは、例年との比較について増減はいかがだったでしょうか。引き続き、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

先ほどの数字を去年と比較してみますと、平成28年度の施設の入館者につきましては、4万6,902人で、今年と比べますと、今年が2,242人の増加ということになっています。団体宿泊客は1万6,712人で、6,091人の減少ということになります。

現時点での原因分析は難しいのですが、宿泊者はこの期間だけでなく全般的に減ってきております。昨年、四国遍路の逆打ちの年でありまして宿泊者が増加していたこと、それから幕末維新博による誘客で個人客のほうへシフトしているのではないかということなどが原因じゃないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） わかりました。

個人といいますか施設の入館者はふえているものの、団体は減っているということで、一概には言えませんがほんとに課長の答弁にもありましたが、現在、旅行形態がかなり変化してきている影響が本市にもより一層あらわれてきているのかなと思いました。近年では、四万十市がなかなか宿泊が好調、個人の宿泊が好調だということも関係者からもお聞きしています。せっかく高知県に来たのに四万十市どまりにならないように、しっかりと現状を把握し、分析した上で、先手先手を打っていただいて、本市の宿泊施設も大いに活用していただけるような環境づくりをお願いしたいと思います。

それでは次に、夏場のメインイベントであります、あしずりまつりについてであります。今年度の来客数やまた、経済効果について観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

まず、来場客数であります。昨年、祭りの前日に「清水のおきゃく」というイベントを実施しまして、2日間で5万2,000人ということでした。今年は1日の開催となりましたが、実行委員会の発表では、新聞報道でもありましたようにお盆の帰省時期とも重なりまして5万5,000人ということになっています。

あしずりまつりの経済効果につきましては、詳しい数字を推測できておりません。ただ、市外でのあしずりまつり、特に花火大会の評判は大変高く、宿泊施設を中心にかなりの経済効果はあるものと推測しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） 今年は1日開催にもかかわらず3,000人増加ということで、時期的なもの、また、本市のあしずりまつりというのが市外に、多くの方々に知っていただいて来たいという方向になってきたのかと思っています。しかし、近年では四万十市を初め、四国でも1万発以上を上げるところもふえてきているような気がします。本市ならではのあしずりまつりの魅力、花火大会の魅力を引き続き伝えていただいて、1万発上げているからという差別化だけではなくて、さまざまな差別化も図っていただいて今後につなげていただきたいと思います。

います。

それでは、今年はまた台風の影響によって延期になりました。先ほどはちょっと把握ができていないと、経済効果は把握ができていないということでしたが、この延期になったことでの経済的影響はあったでしょうか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

今年8月5日に予定していた今年のお祭りは、台風5号の接近によりまして、本来なら翌日に順延する予定でしたが、翌日も台風の影響が予想されたため、1週間後の12日に延期ということになりました。

経済的な影響を考えると、延期後の開催日が、もともと宿泊予約の多い山の日からお盆にかけての連休と重なったこと、それから特に宿泊施設においては、祭りの延期によるキャンセル、それから延期される日がもともと予約の多い日であったということも含め、新たな予約が受けられない、そういう一定の影響があったというふうに考えています。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） わかりました。

延期になったことで、宿泊施設等では影響が出たということも私は聞いておりまして、総額で、宿泊施設関連で1億円近くになるのではないかと聞いております。それは先ほど課長が答弁したように、振りかえたくてももともと予約が入って、なかなか振りかえることができなかったという状況もあるみたいです。ほんとに天候に左右されますので、予定どおり開催できるとは限りませんが、開催する限りですね、最大限の効果を発揮できるようにしなければなりません。

今回の延期時期について適切だったかどうかにつきまして、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） あしずりまつりの日程につきましては、実行委員会で花火師の日程等も踏まえ、総合的に決定をしております。今年の延期については、台風直撃という自然現象の中で予定していた翌日への延期もできず、やむを得ず翌週に延期したもので不本意な結果でありました。

ただ、悪いことばかりではなく、寄せられた意見の中には、お盆休みで帰省中だったため久

しぶりに花火を見ることができてよかった、という意見もありました。

日程の決定については、8月第1土曜日を基本にその後順延等の措置を取ることにしておりまして、さらに、花火師の日程も考慮しますので、今年のような結果になっても仕方がない面もありますが、今後、実行委員会での開催時期決定の中で、延期時期について意見反映ができるところは反映していきたいというふうに考えます。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） よろしく願いいたします。

多くの市民を初め、観光客が楽しみにしておりますので、1人でも多くの方々が楽しんでいただける環境づくりをしていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。サメについてであります。

昨年以上に本市でも目撃情報が多かったのではないかと感じております。私自身もいろいろところで聞きましたが、私個人的にも大岐の浜でおかから2、30m沖で、1mちょっとぐらいのサメがはねているところを目撃、8月の頭にしました。幸いにも本市では噛まれたということは聞いていませんが、夏場、海を存分に味わってもらうためにもしっかりとした対策をとっていかねばなりません。

このサメの対策は万全であったかどうかにつきまして、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

ここ数年、サメが沿岸部に接近するという事例が多く報告をされております。今年も6月20日に、大岐浜でサメが撮影されたという報告がありまして、清水警察庁舎それから関係機関等への連絡を行いまして、観光商工課といたしましては張り紙等で注意喚起をしたところであります。

観光商工課として、竜串の桜浜海水浴場では防護ネットでの対策を行いまして、大岐浜のほうでは、大岐浜水難事故防止対策協議会で情報収集や注意喚起など、できる限りの対策を行ってきたつもりです。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） サメの注意喚起や防護ネットの対策は行っていただいております、ありがとうございました。

サメによるですね、これによって観光客への影響、減少等があったのかどうかにつきまして、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

まず、桜浜での状況につきまして、桜浜で監視業務を行います竜串観光振興会に問い合わせをしてみました。目撃情報はあったものの、そのことによる利用客への影響はなかったというふうに聞いております。

大岐浜でも同様で、目撃情報はあるものの、遊泳客の減少などの影響があったというふうな報告は、市のほうには届いておりません。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） 幸いにもなかったということでしたが、今年は少し大岐の浜に関しましては、少しサーフィンをしている方が少ないのかなという気もしました。サーフィンなどを行っている方に聞くと、ちょっと波がサーフィンをする方にとってはちょっと穏やか過ぎたのかなということで、例年よりちょっと少なかったのはそういうことじゃないかなと。サメによって海に入らなかったのかどうかということも確認しましたら、海で遊ぶことは本人たちが1番大好きですのでリスクを承知して入っている方が多くいらっしまったのかなというふうに思いました。

ただほんとに、目の前で大岐の浜に遊びに行った方でも、ほんとに数m先でサメを見たという方もいましたので、ほんとにこの問題は解消しなければならないのではないかと感じております。例年、サメによる目撃や被害も全国的にふえてきていますが、つい先日も静岡県でサメの被害がございました。最悪のケースが起こる前に、より一層の対策をしなければなりません。

今後の対策につきまして、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

桜浜や大岐浜では、観光商工課で対策を行っていますが、全般的には実効性のある具体策を講じることは非常に難しいというふうに思います。ただ、観光商工課としても、今後は関係機関と協力し、それから情報収集や、また新たな対策の協議などについて、協議を続けていきたいというふうに考えています。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） サメ駆除等につきましては、前回の一般質問でもさせていただきました。その答弁の中でさまざまな課題があって、一概に全てを駆除するのは難しいということも聞いておりますが、そこで立ちどまることなくさまざまな方法を検討していただき、このサメの対策をより一層強化していただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

足摺岬先端部分の土地についてであります。この土地につきましては、議会として国に対して全会一致で意見書を提出をし、また、市長みずからも上京した際には要望活動を行っていただき、土地の払い下げにつきまして着実に前進していると聞いております。

現在の進捗はどのようになっているか、どうかにつきまして、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

足摺岬灯台付近の土地の件についてですが、第五管区海上保安本部が所管します足摺岬無線方位信号所局舎跡地については、市より払い下げの要望書を提出し、市議会からもヤブツバキ樹林の復元を求める意見書を提出してきたところです。

現在の進捗状況ですが、今年度、第五管区海上保安本部において、施設の撤去、整地の工事を実施することになっております。概要につきましては、対象地域内の自生ヤブツバキは残しながら、敷地内の不要施設は市の意向を聞きながら撤去し、整地までするというものになっております。

工事につきましては、今年度中に完了予定というふうに聞いております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

ほんとにもう、工事も含め今年度中に終わるということで、うれしく思っておりますが、この工事が終わったあと、どのように活用していくのかというのがまた重要になるわけですが、土地は特別保護地区で払い下げがあったとしても、活用にはかなり制約があると思っております。本市の観光名所でもあります足摺岬の先端部分でありますので、今後どのように活用していこう

とお考えなのか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

ヤブツバキ樹林として復元するというのが、意見書や要望書の趣旨でもあります。基本的にはその目的に沿った形で、また国立公園としてその周りの景観とも合致するよう考慮しながら、活用する方向で考えています。

現在この地域では、足摺岬自然を守る会や環境省を中心に足摺岬ヤブツバキ林再生プロジェクトというのが始動しておりまして、この中で払い下げ後の当該土地の活用についても、議論をしていきたいというふうに考えています。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

ほんとにこのツバキの再生をするということも簡単なことではないということもお聞きしております。自生しているツバキからタネも採取して、ほんとにまた植えるのに3年ぐらいかかることも聞いておりますし、住民の方々の協力も受けていると聞いております。ですので、しっかりした形で、この環境がこの国立公園にふさわしい環境に戻ることを願っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後に、今後のスケジュールにつきまして、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

施設撤去及び整地の工事につきましては、今年度中に完了する予定です。その後第五管区より、財務省のほうに所管替えをいたしまして、今度は財務省と市とで払い下げの協議を行い、その後、来年度ぐらいには市に払い下げを受けられる、そういう予定で今のところスケジュールを聞いております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） わかりました。

来年度に予定どおりにいけば、市へ払い下げということではありますが、ほんとにこのできる限り財政負担がないようにしていただきたいと思います。市長は、個人的にも本庁を含めさま

さまざまなパイプがありまして、さまざまな要望活動を行っておりますので、上京した際には、こういった払い下げの要望活動もぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは3つ目の、小中学校の通学についての質問に移らせていただきます。

本市では、学校の統合で遠方から通学する生徒に対しまして、スクールバスを活用しておりますが、財政負担などの課題もございます。私なりの解釈ですが、通学的ハンデをいかにして解決し、持続可能な運営方法を検討していく必要があると思っております。10年間、東京にいた際にはバスや電車を利用して通学している小中学生を多く見ましたが、スクールバスを利用して通学している子は1度も見たことがございませんでした。また、首都圏に住む友人、知人に確認をしてもスクールバスを使ったことがないと、基本的には自分で電車またはバスを活用して登下校していたということを聞きました。

各自治体によってさまざまな要因はあると思いますが、スクールバスでなければならないという理由に、個人的には疑問を感じております。可能であれば路線バスを可能な限り活用し、利便性をより上げることができれば、交通弱者に対しより一層手を差し伸べることができるのではないのでしょうか。

そこで、現在の児童生徒の通学状況につきまして、学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

学校統合により運行しておりますスクールバスは、現在小学校において立石方面など6路線48名、中学校は布方面など6路線79名、合計12路線127名の児童生徒が利用しております。次に、路線バスを利用している児童生徒につきましては、日常は自転車や家庭の自動車等で通学しているものの、雨天時等に路線バスを利用する場合もあり、正確な数字を把握することができません。

学校教育課において、路線バスの定期券購入費を全額助成している事例で申し上げますと、清水小学校へ旧窪津小学校区から通学する児童9名と、清水中学校へ津呂方面から通学する生徒7名となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

スクールバスの利用者は、全体で127人に対しまして、路線バスは16名ということで、かなりの多くの生徒がスクールバスを利用していることがわかりました。また、来年度からは中浜小学校の生徒が、清水小学校に通うこととなりますので、路線バスを活用する生徒が若干ふえるのではないかとと思いますが、引き続き多くの生徒はスクールバスを利用していることがわかりました。

それでは、このスクールバス運営にかかわる財政負担はどのくらいになるのか、学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

29年度のスクールバスの運行経費につきましては、まだ年度途中であり、年間経費を出すことができませんので、28年度実績で申し上げます。

保育所との併用路線を含め、小学校6路線で委託料や燃料費等ランニングコストを合わせ、1,742万3,000円。中学校7路線で5,843万円となっております。

29年度につきましては、スクールバスを利用する中学生の減少により路線の再編を行っており、28年度より1路線減の6路線で運行しており、本年度の経費は28年度と比較すると減額となる見込みであります。

以上であります。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） 全体のコストを合計しますと、28年度に関しましては7,600万円近いという金額で、その金額等につきましては適切かどうかにつきましては、以前、永野議員からも指摘がありましたが、ほんとに多額の費用がかかるというのが現状です。スクールバスの運用については、統合の経過の中で出てきたことだと思いますが、しっかりと検討する必要があると思います。

次に、今後、例えば通学方法を路線バスをメインとした場合、費用やまた財政負担につきまして、どのようになるのか、それにつきまして、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えをいたします。

現在、路線バスの運行につきましては、市から高知西南交通に対しまして、年間約3,700万円の補助金を交付しております。この補助金の算定方法は、簡単に言いますと経常

経費から収入を差し引きまして、不足額を国、県と沿線市町村で案分して補助を行っておりますが、その補助金の算出に至るまでの算出方法が非常に複雑であるため、通学方法を、路線バスをメインにした場合の補助金がどのぐらいになるのかというのは、今、この場ではお答えすることができませんが、現行の路線バスに小中学生が乗車してくれることで、利用者数の増加による運賃収入がふえることとなりますので、市が交付する補助金が減少することになります。

このようなことから、路線バスが走っている区域については、スクールバスから路線バスに切りかえることにより、スクールバスに要する委託料及び維持管理費などが減少し、路線バスに対する補助金も減少することになりますので、生徒に対し、路線バスの定期代を補助するとしても、財政面だけで判断しますと、市の負担が大きく減少すると思われま

す。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

路線バスに対する補助金の減少、またスクールバスに要する費用軽減にもつながるということがわかりました。ありがとうございます。

これまでの答弁で、スクールバスの運用の課題が見えてきましたが、路線バスにも課題がございます。本市の8月末現在、先ほど甲藤議員もおっしゃっていただきましたが、人口が1万4,108人、65歳以上が45.9%と非常に高くなっております。高齢化が進むことで免許返納者もふえてきていますし、担当課に確認したところ免許返納チケット交付者は、全体で147名であることがわかりました。

もちろんそれ以外にもいると思いますが、現在市が把握しているのが147名ということで、本市は地理的要因で車がないと非常に不便です。潜在的な返納者はかなりいると思いますが、実際、車がなくなると自分の奥さんを、または旦那さんを病院、または買い物につれていけないとかさまざまな理由があり、返納したくてもできない、またバスに関しましては、基本的には1時間に1本ぐらいは出ているんですけども、場合によっては2時間あくところもありますし、ほんとに大都会と比べると10分、15分に1本少なくとも30分に1本出ているというような状況ではないので、免許返納したときかなり不便になるというのが現状です。そういったジレンマもありまして、交通弱者の課題を解決するためにも、路線バス等の一層の利便性を向上させることが求められています。

スクールバスの運用見直しが本市の交通網の向上につながり、児童生徒だけではなく、市民の方々やまた観光客に喜ばれる仕組みになるのではないのでしょうか。

市長にお伺いいたします。

高齢化が進み、免許返納者がふえてくる本市の状況を踏まえ、路線バスの再整備と登下校の利便性向上につきまして、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 実は今朝も、通勤中にスクールバスを待つ中学生の前を空席が目立つ路線バスが通り過ぎる、そういう光景を見ながらもったいないなと思いながら出勤したことでした。また、月に1回公共交通、バスで通勤するという日を20日をめどに設けているんですが、ですから私も月に1回は必ず路線バスに乗っております。しかし、多くて5人ぐらいなんです。ほんとに貸し切りの状態で、これもまた、もったいないなと思いながらバスで通勤をしているところであります。

このような中、ご指摘いただきました。ほんとに路線バス、そしてデマンド交通、それにスクールバス、また保育園児の送迎のバスもありますので、ほんとにこの本市の移動手段の確保に要する費用というのは、平成28年度決算で約1億2,000万円、本当にこの大きな財政負担となっているところであります。平成24年度は約6,700万円でありましたので、この4、5年でほぼ2倍に費用が膨らんでいるというのが状況であります。

現在、企画財政課と学校教育課、そして福祉事務所において、路線バスによる児童生徒の送迎を含め、よりよい方法での送迎について協議を行っているところであります。

また、去年は持続可能な交通手段を確保するため、高知工科大学に委託して地域公共交通再編のための調査研究、これを実施をしておりますので、その結果をもとに、今後の本市の公共交通のあり方、本市にとってよりよい公共交通網の再整備、それに向けて、今、土佐清水市地域公共交通協議会というのがありますが、そこを中心として取り組んでいるところであります。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） わかりました。

ほんとに全体の財政負担が1億2,000万円ということで、ほんとに想像以上の負担になっていると思いますし、またこの現状もしっかり市長も把握していただいていると思いました。基本的にはそのバスで、路線バスであっても、またスクールバスであっても目的のところに安全に行けるというのが、環境が同じであればスクールバスにこだわる必要もないのかなと思いますし、現状としましてはスクールバスがあいてるからといって、一般の方は乗れないという状況ですので、そういったところでも非常にもったいないなと思います。さまざまな方法があると思いますが、本市、児童生徒だけでなく、多くの方の生活の向上につながるように検討していただけたらと思いますので、よろしくお伺いいたします。

最後に、スクールバスを含めた公用車の管理状況についてお伺いしたいと思います。南海トラフ地震で、本市の沿岸付近のほとんどは浸水します。避難時には限られたものを最大限活用し、困難を乗り越えなくてはなりません。そんな中、浸水エリアで管理しているスクールバスがあれば、人の移動手段だけでなくさまざまな活用方法が考えられると思います。使えなければ財産を無駄にしてしまうのと同じです。もちろん駐車スペースの確保が困難である場合もございます。また、通常運転に支障が出る場合はもちろん例外ではございますが、さほど日常業務にも支障がない部分につきましては、しっかりとリスクマネジメントをすべきだと私は考えております。

これにつきまして、総務課長にお伺いいたします。

スクールバスを含めた公用車の管理状況につきまして、浸水エリアでの管理の適正化につきまして、お伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

消防車両含む公用車の台数は152台、駐車場所22カ所のうち、最新版の土佐清水市ハザードマップをもとに浸水域でない駐車場所は、清掃管理事務所、特別養護老人ホームしおさい、足摺岬小学校、清水中学校、きらら清水保育園、消防署、土佐食の上の7カ所で、車両は64台となっており、本庁を含む残り15カ所88台については、浸水域が駐車場所となっております。

津波等災害のことを考えますと、田中議員のおっしゃられるとおり、高台へ配置することが望ましいと思いますが、通常業務を効率的に行うには高台へ配置することが条件的に厳しい場合もあります。今後、利用頻度等を勘案し、例えば総合公園の空きスペースなどへの分散配置も検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

基本的には、通常業務が最優先だと思います。その上で、プラスアルファでできることというのはしっかりしていただきたいと思ひますし、市の財産でもありますので、適切な管理をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお伺いいたします。

今回、このスクールバスにつきまして財政負担はもちろんのこと、市民生活の向上にもつながるという大きな課題であります。本市がこれから少子高齢化が進む中で、そういった、なか

なか厳しい現状の中でも住んでいる方は、ほんとに楽しく、また利便性の高い町にしていかなければならないと思いますので、どうか執行部の皆さんにはそういったことも踏まえて、よりよくなるこの土佐清水の交通網を考えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、午食のため午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 時 2 0 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

1 2 番 武藤 清君。

（1 2 番 武藤 清君発言席）

○1 2 番（武藤 清君） お疲れさまでございます。くつろいでお聞きをいただきたいと思えます。

3 点について、質問を行います。

まず、若者議会（仮称）ですが、の検討を市長にお願いしたいということでございます。中高生みらい議会につきましては、一般質問初日に森議員からも質問があったようでございますから、重複をするかもわかりません。

みらい議会につきましては、広報の 9 月号でも掲載されておりまして、大勢の傍聴者の見守る中、緊張しながらも堂々と、生徒から見た市政に対する夢や思いをというふうな文章で、紹介をされておるところでございます。要領というのがありまして、土佐清水市「中高生みらい議会」開催に関する要領というのがあるわけでございますが「生まれ育ったふるさとのかかわりや関心、その一員であることへの自覚、社会への参加意識を高め、次代を担う子どもたちのまちづくりや市政に対する思いや夢を行政に反映させていく」ということが目的になっているところでございます。

私も今回 3 回目ということでしたが、傍聴させていただきまして、子供たちの一生懸命さというのか、きれいな、汚れのない心が質問の中での言葉に伝わってくる思いをしながら、傍聴、拝聴させていただきまして、中にはやっぱりこう胸にじんときるような質問をする子供たちもおりまして、大変そういう意味では心が洗われる思いをしたことが何度かあったわけでございます。それにも増して、また関心しましたのは、市長はじめ執行部の皆さんがほんとに真面目に、真摯に説明をし、内容についてもほんとに真面目にしっかりと答弁があったと。お世辞でも何でもありませんが、ほんとによかったというように思っております。事務局に聞きますと、

世界に発信をネットですべておこなうようございまして、土佐清水市の幹部職員というのはこういう力量で、人間的にも素晴らしいということをおこなうをしていただいたのではないかと、感謝を申し上げたいと思うところございまして。

まず、教育長にお尋ねをいたしますが、3回目ですので、教育行政から見たときの、この要領にあります目的ということについて、結論が出るという時期ではありませんけれども、学校現場を預かっておりますから、中学生が、もう高校生になった子もおいででしようし、高校生が卒業して社会人、または大学生になった子供たちもおいでというふうにするわけございましてけれども、教育行政においで立場から見たときに、この中高生みらい議会、どのように評価されるのか、お聞きをしたいと思うところあります。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

今年で3回を数える中高生みらい議会では、これまで62名の中高生議員が、市長初め執行部に対しまして、学校や日常生活などで感じたことを質問してきているところであります。みらい議会の議員となった中高生の感想の一端を申し述べますと、「貴重な体験をすることができた。」「執行部の人たちはしっかり、わかりやすく疑問に答えてくれて、すごく楽しく有意義な時間となった。」「これから少しでも清水に貢献したいと思う。」「みらい議会を通じて、清水のことを知ることができてよかった。今までこのような経験をしたことがなかったが、これからは何でも進んで取り組んでいきたい。」などの感想がありました。

また、中学校では、先日開催された生徒集会において、みらい議会議員の1名が代表して、みらい議会の様子などを全校生徒の前で発表したとのことであります。

中学校、高等学校の先生方の感想や意見といたしましては、「発表したことにより生徒に自信がついた。」「生徒が地域に目を向けるよいきっかけとなった。」「日常生活では、あまり接点のない市議会に参加でき、子供の成長に大きな影響を与えた。」などの評価をいただいているところであります。

中高生みらい議会には、先ほど武藤議員もおっしゃっていましたが、「中学生・高校生が自ら考え、自ら判断し、自ら問題を解決する力や生きる力をさらに育むために、生まれ育ったふるさとのかかわりや関心、その一員であることの自覚、社会への参加意識を高め、次代を担う子どもたちのまちづくりや市政に対する思いや夢を行政に反映させていくこと」という目的を掲げております。

中高生が議場という正式な場で、自分の思いを市長を初め執行部に対して、質問を行ったこ

とは大きな自信につながり、土佐清水市の一員であることを改めて自覚し、社会への参加意識などを高めることができたものと認識しており、来年度以降も継続して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） こういう経験というのは、これ一生ないでしょう。一生ないでしょうし、この中学生のときになるのか高校生でなるのかわかりませんが、この経験というのは一生やっぱり本人の心の中には残って、いい思い出として残ることが確信をするところがあります。楽しく、有意義であったというふうに、相当緊張もしたんでしょうし、準備の段階では、この本会議場で一般質問に立って緊張せんのは細川議員ぐらいで、大概普通の人間はここで緊張して青ざめて、私の例を言いますと、昭和57年の8月の選挙で議員になりまして、9月会議が最初でしたけれども、登壇できませんでした。次が12月、これもちょっとちゅうちょしまして、はじめこの壇上、演壇で当時は一般質問はやったわけですけども、年明けて3月会議が初めての一般質問でして、自分のその心臓のちっぼけさというのを細川議員と比べて恥ずかしく思うところがありますけれども、それだけこの本会議というのは神聖な場所だというふうに認識をしておりますから、10歳半ばの子供たちが市長初めとする幹部の皆さんの前で、正式なこの議場で原稿があるとはいえ質問するというのは、相当な緊張感に襲われたのではないかというふうに推察するのはやぶさかではないところありますから、そういうことから考えましても、ほんとに一生もんだというふうに思うところがございます。

教育長からも答弁いただきましたが、この中高生みらい議会の頭書の目的というのは、今のところは皆さんにしっかりと浸透して、頭書の目的が果たされておるというふうに評価をしていただいたようでございますから、私もほんとに喜んでおるところでございます。

さらに、市長に同じ質問ですけども、市政全体を預かる市長としての立場から、3年間でですので、これはどうこうということではありませんけれども、市長の感想をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本年度で第3回目となった中高生みらい議会を振り返ってみますと、武藤議員の言われましたとおり、この本会議場で、本物の議員同様、同じような形式で、大変緊張をしたと思っておりますが、その中でも中学生、高校生らしい本当に新鮮な目と鋭い感覚で、土佐清水市の抱えている課題に関心を寄せ、自分の毎日の生活の中で気づいたことや、そ

それぞれの地域を見詰め直す中で、そういった中で生まれた質問であったと感じております。そして、未来に向けて、これからの土佐清水市を自分たちの手で、さらによくしたい、そういった強い思いや願いが込められた質問もあり、とても頼もしく感じたところでありました。

この経験を通して、土佐清水市のことについて今まで以上に関心を持っていただく機会となったと思いますし、さらに市民として何事に対しても自分たちのこととして捉え、よりすばらしいふるさとをつくっていくためにはどうするべきか、みずから考え、みずからがかかわり、みずからが実行していただけたらと願うところでもあります。

また、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあり、中高生みらい議会を経験することで、政治への関心を持ち、よりよい社会をつくる上で、大変有意義な取り組みだと感じております。中高生みらい議会の開催に当たり、お力添えをいただいております中学校、高校の先生方を初めとする関係者の方々、また保護者の皆様方にも厚くお礼を申し上げますとともに、さらに回を重ねながら、充実したものとなるよう、今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 大川村の事例というのは、それは今日の報道、昨日の村長の発言で、村の総会というのは当然見送って、議会が存続できるような形で取り組んでいきたいというふうな発言があったようでございます。時代がこういう時代ですから、今の中高生みらい議会、行政が行っておりますこの事業というのは、大変重要にますますなっていくであろうということは、これ疑いのないところでございます。

私のこの質問の、若者議会、これ仮称ですけれども、これは特に今の中高生みらい議会を否定するものでも何でもありません。それをさらに発展をというような形での検討願えればよいのかな、そういうことまでもいかなくとも私が提案する若者議会というのは世の中にあって、どういう意味を含んでのそういう議会というのをやっているのかということを理解していただければよいというふうに思っておるところでございます。

先月の8月の27日から大手の全国紙への記事がございました。これ一面ほとんど、それから2ページもほとんど使った記事内容です。それほど気にもとめずに目を通しておりましたが、これタイトルが「次代へ渡し損ねたバトン」というのが、大見出しでありまして、それから次に「平成とは」という見出しが出ておりまして、記事が始まっております。そこ簡単に報告しますと、愛知県に新城市という市があるようでございます。あまり耳になじんでおりませんから、議員手帳で見えますと、愛知県の新城市というのは、平成17年の10月ですから12年前に市制発足をした市のものでありまして、議員定数が18、これは議員手帳の数字で

す。これは28年の10月ぐらいの時点での数字のようです。人口が4万7,606人、これ行政面積が結構広ろうございまして、499.23㎏あるという市のようございまして。その新城市で若者議会というのを16歳から29歳を対象に、公募した若者が集まって開催されたという記事であります。

経過を読んでみますと、新城市出身のある若者が5年ほど前にイギリスのニューカッスルという市に、多分留学であったんじゃないかと思いますが、そこのある図書館で、その図書館でイギリスの学生たちがテーブルを囲んで話をしているのをこの新城市出身の学生が、聞くとともに聞いておる内容というのに、体が凍りついたという感覚があったということから始まっておりますけれども、このイギリスというかヨーロッパにおいては、若者が議会の場で正式に、多くのヨーロッパの市というのが、若者議会というのを設けておるといのが珍しくないということのようございまして、政策を議論しているということも当然のようにあるようございまして、そういうことの実験がなかったこの若者、現在26歳のようございまして、そういう話を図書館で聞いて、自分にはそういう考え方もなかったし、そういう経験もなかったので、自分のことに当てはめたときに、これではいかんというような思いをしたというような印象があったということの記事がございまして。その後、そのことと相前後して、民間の研究機関が発表した消滅可能性都市というのが、発表があったようございまして、愛知県内というのは全部で38市あるようございまして、その愛知県内の中で唯一消滅可能性都市に挙げられたのがこの新城市であったということが相まって、本人がこれじゃいかんということで近くにおる若者と色々な友達に声をかけて、行政に働きかけてこの若者議会というのを実現させたというような流れであるようございまして。

その提案を受けた市長、これ穂積亮次さんというのでしょうか、64歳の市長がその提案を受けて、若者議会を条例化したようございまして、その市長の談話がこのように記載をされております。今の日本は、若者を踏み台に上の世代が逃げ切ろうとしているようで、以前からじくじたるものがあったという思いがあった上に、この若者からの若者議会を開くようにとの要請があったので条例化をしたと、条例化をして若者議会を開催したといういきさつがあるようございまして。

この記事は何を言いたいかといいますと、昭和生まれと平成生まれ、平成というのはご承知のように来年で終わるわけで確実に終わります。元号が終わるわけございまして、1989年の1月6日でしたか昭和天皇が亡くなって、1月7日だったと思いますが平成が始まりまして、29年、来年30年ですか、ほとんど30年間の平成が確実に終わります。私は、昭和19年ですから1944年、終戦が1945年ですので、戦前の昭和というのは全く知りませんが、平成が30年近くなるのに、平成というのはどういう時代であったのかとい

うのを誰かに聞かれたりしたときに、平成という時代はね、こうで、ああでみたいなことを説明できるかという、ほとんどそういう意識がないもので、平成というのはどういう時代かなというふうに頭を抱えざるを得んというような印象、私自身もっております。ところが、戦前は知りませんが、自分が物心ついて、昭和64年と平成元年と重なるわけですが、63年間というのはやっぱり自分の人生の中でいろんなことがあったということが思い出すわけですが、それと比較すると、平成というのはほとんどどういう時代であったのかというのを説明してもわからんという気を自分自身がしておるところでございます。

そういう、これ私の感触ですけれども、それと同じように今の若い方も、それから昭和に生まれて終戦後から高度経済成長に乗っているいろんなことがありながら平成になるまでの間に生活した皆さんというのは、そのことは一生懸命生きてけれども、ところが平成になってから何をしたのかというとはほとんどしていない。現実、社会というのが、ほとんど平成になってからは次代を担う若い皆さんに自分たちが昭和のときに一生懸命頑張って、培ってきて、蓄えてきたいろんなものを平成生まれの皆さんに伝えて、引き継いでいってもらえるようなことをやったのかどうかというとは何にもないというのが現実というような記事の内容でございます。

1つのそのことを表す例という記事が出ておまして、これ経済産業省の官僚の20代、30代、若手の官僚が集まって、現在の今の日本の社会の状況がどういふ状況かということ論議をした、それを本にまとめた、本というか65ページですであまり厚い本じゃないようですけれども、「不安な個人、立ちすくむ国家」というふうなタイトルで経産省の20代、30代の若手官僚が30人集まって、今の現実の平成世代というのを分析した文書があるようでございまして、その中で、これネット配信でダウンロードでは140万回、この記事というのがネット上で論議をされておる、見られておるといふことのものでありまして、内容については、これ国家の官僚が作成したというように思えないような、大変国も含めて批判をした内容だというふうに書いておるようでございまして、国家が立ちすくんでいるということ官僚みずから認めておるといふような記事の内容のようでございます。

「現役世代に極端に冷たい社会。」、それから「若者に十分な活躍の場を与えられているだろうか。」少子高齢化、格差と貧困、非正規雇用、シルバー民主主義などの現実を背景に、この文書は問題提起をしておるといふことであります。中でも目を引くのはという記事がありまして、「昭和の人生すごろく」という言葉があるようでございますが、「昭和の標準モデル」を前提にした、制度と価値観が平成になってから変革の妨げになっている。つまり、終わった昭和にすがりついているのが現在の日本だというふうには、経済官僚が文書にまとめたといふようなことのものであります。

まだ、いろんな記事があるわけでございますけれども、別に昭和と平成というのは、特に何

が変わったか、ただ元号が変わっただけでありますから、基本的に天皇がかわったことによって呼び方、元号の呼び方が変わっただけで、特に何も理由というのはないというはずであるけれども、しかし平成という時代は大きな社会変動とぴったりと重なったというように記事は述べております。

その中の記事で、「ぬるま湯から飛び出して」という見出しの記事がありまして、こういう記事があります。今の日本は「ゆでガエル」だ。取材をする中で、今の日本はゆでガエルのような状態だという例えを何度か耳にしたようでございます。ゆでガエルっていうのはどういうことかといいますと、水にカエルを入れて、ゆっくり熱するとカエルは飛び出すきっかけを逃して、そのまま死んでしまうということが、ゆでガエルということのようでありまして、真偽は不明のようであります。これは真偽は不明のようではありますが、そういう今の日本というのは、ゆでガエルと一緒にじゃというような声があちこちで聞かれたということのようではありますが、そういって言われると、水から入ってそのまんま水につかっておって、温度が上がって熱くなってくる、気がつかずにそのまま死んでしまったということのようですから、昭和の時代から平成に変わっても、その変わったことに気がつかずに今のままの状態です。今日にあるということの例えではないかと思うわけでございますけれども、昭和とは環境が変わっているのに、考えや仕組みを変えられない。その負債はここですね、その負債は若者に回され未来を育む土壌が痛めつけられていく。焼き畑農業のようなやり方では社会のバトンは次世代に渡せない。私を含めた年長世代の多くは今もぬるま湯につかっている。最初に棒から飛び出すカエルは、若い世代からこそ出てくる気がするという編集員の方がこの記事を書いておられます。

そこで、この若者議会について、市長に提案したのは、私も最初に申し上げましたように、何がどうかというふうなあんまり問題意識を持って生きておりません。そうかといって昭和の時代に私が問題意識をもって必死になって生きてきたかどうかと聞かれますと、それほどでもありませんけれども、それでもそう言われてみると自分が清水へ帰ってきて、いろんな仕事をしながら議員になったりしてきたことを振り返ってみると、一生懸命っていうのか、本気になって生きてきた時代もあったのかなということから比べると、平成になって何をしたのかと言われると、野球見たり、酒飲んだり、それで今日かというようにも言わざるを得んということでもありますけれども、そういうことの中で平成に生まれた20代、30代の先ほどの官僚の皆さんも含めて、それから新城市で若者議会を提案をして、実際に条例化をしてその議会を立ち上げた市長のもとでの、若い皆さんというのはやっぱり今の現実の社会に対して、相当なやっぱり危機感を持っておるということではないかというふうに思っております。

清水というところはありがたいことには、そういう意味では緊張感がなくて、ほんとに自然豊かで、隣近所ともにこやかに、中にはいがみ合ったりも多少ないわけではありませんけれ

ども、やっぱりそういうこととも含めて中央、大都会のいわゆる生き馬の目を抜くようなそういう社会とは違う、ほんとに人間らしく生きられるというのが地方であって、土佐清水ではないかというふうに思っておりますから、そういう生活というのは、これはそれにかえられるような生活というのはないわけですが、でもその地元の土佐清水市の状況というのと、日本の中の中心の大都会の東京でどうなのか、そして世界の中でどうなのかということについて真剣に考えるということは、またこれは別の問題として極めて重要ではないかというふうに思うところでございます。

本題に戻りますと、中高生みらい議会っていうのは、これはほんとに何物にもかえがたい大変重要な事業であるわけがございますけれども、さらに市長、20代から30代の土佐清水市に住んでおられる若い皆さんを若者議会というふうな形で、ポイントは予算をつけて事業についての議決をして、その事業を実施をするということがみそだと思うわけです。私、この予算について、市長が、若者からの提案があって、それに対して予算をつけて審議をさせてという、その前後どうかわかりませんが、要は本会議と同じように、議員と同じように予算を、議決をしてそれを受けて事業を執行するというようになっておるようでして、新聞の報道しか材料がありませんから、それ以上の説明はできませんが、自治法上そのことができるんだろうかと思いつつながら、これ新聞を読んだことでしたけど、どういうやり方かわかりませんが、できたということでしょう。

平成26年の12月の24日、同じく12月24日の条例の56号と57号で新城市若者条例、新城市若者議会条例という2本の条例を新城市はつくってございまして、実際にやってるのは間違いありません。ただ、中高生みらい議会、これも大変重要ですから、それをやめてこっちにということではございません。あわせて、今私が提案をさせていただいておりますこの若者議会につきましても、市内に住む若者に自分たちが審議をして議決をしたその予算で市民が日常生活の中でそれが生きてくるということになってきますと、またそこで住む人間ということも意欲が違ってくると思うのです。そういうことも含めて、この若者議会について検討を願えんかということですから、市長のご意見をお伺いしたいと思うところでございます。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 実は一昨年、地方創生総合戦略を策定するに当たりまして、清水の将来を考える会という40代以下の若者たちを集めまして、報告会を含めて3回、この土佐清水市の総合戦略、これの意見を聞いて話し合った経過があります。その若者の意見も取り入れながら総合戦略を策定したわけではありますが、大変若い力といたしますか、若い子の感覚でその助言、アドバイスを受けながら作業を進めた、そういう経験がありますので、ただいま、武藤議

員からの提案のあった若者議会につきましては、先進地の事例も研究しながら、土佐清水市の現状も含めて、今後の検討課題として調査、研究をさせていただきたいと思えます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） やる、やらんということはともかくして、実態がどうであるのかということは何び検討もしていただきたいと思えますし、本会議場で議長にお願いするということは、ルール上はできんようです。以前はこの一般質問をしながら議長に要請したということが何度となくあったわけですけども、どうも議運の中でそれはやめろうねっていうような申し合わせもないようでありますから、そういう発言があったということを議長、抑えていただきたい。ぜひ議会のほうでもですね、愛知県のこの新城市、視察が引きも切らずにいっぱい来ようでございますから、たった議員12人しかおりませんから、ぜひ、何でしたかね、今有名な、政務活動費など使って、またそういう機会をつくっていただければありがたいなというふうにも思うところでございます。

次に、水道に行きますが、大変時間をとりましたので、はしょって質問をさせてもらいたいと思えます。

この水道の会計につきましては、ちょうど昨年9月会議で西原議員から質問があったところでございます。内容は同じでございますけれども、この水道会計決算、数字見てみますと大変難しく、難しくてというのか、どういう評価をしてええのかっていうのがなかなかわかりにくい、単純にある数字だけ見て大丈夫なのか、心配なのかということが自信をもって言いかねるような状況でございますが、ただ貸借対照表を見てみますと、資産、建物ですとか機械ですとかいろんな設備等につきましては、これ減価償却しながら資産価値は減っていきようわけですが、それはそれで全体、水道会計事業の中の全体の中で資産として貸借対照表で評価されるわけですけど、そうとはいえ一般の会社、企業と同じようにそれも含めて企業の全体の評価ということになるかというのと、決してそうではないのではないかという気もしますので、単純にこの貸借対照表の中の数字だけを単純に見てみますと、営業収益と営業費用というのがあるんで、こんだけ単純に見てみますと、収益に対して費用が余計にかかって3,000万円の赤字っていうことになっております。

このことが、水道会計全ての評価ということではないと思えますけれども、資産ということとは別個にしましても、その営業ということからすると収入よりか支出が多いということはマイナスですので、それは必ずしも評価、ええ会計やねんということではないと同時に、その数字をずっと下に見ますと、今回53号の議案ですか、剰余金の処分の議案も出ておりますけれども、この昨年度の剰余金は4億6,000万円あるわけでございますから、これのほとんどが

今回の53号の議案として、剰余金の処分案で出ちよるということではないかと思しますので、単年度だけを見るとそれほど芳しくない数字ではないかというふうにも、単純に思うところがございますが、こういう監査報告にも目を通させていただきましたが、そうした状況の中で今水道課が抱える課題というのか、どのように考えるか。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

水道課長。

（水道課長 楠目 生君自席）

○水道課長（楠目 生君） 課題としては、有収水量の確保、工事関係、未収金、そして収益的収支における純利益の減少です。

まず、有収水量の確保について、漏水率は平成22年度の25.6%をピークに年々減少しています。平成28年度は20.2%で前年より1.6%の減となりました。漏水対策としては、漏水率の高い地区を優先し配水管等の更新工事、また漏水調査による配管の布設替え工事を行っていますので、少しずつではありますが改善が図られていると思います。

次に、工事関係について、市では上水道3施設、簡易水道17施設、合計20の施設を管理運営しています。水道施設には、取水施設、浄化施設、配水施設等があります。施設のほとんどが経年による老朽化が進み、安全で良質な水を供給するには、これらの施設の耐震化とあわせた更新対策が急務となっています。整備計画に基づいて、老朽化した施設より更新工事を行っています。また、更新工事の際、統合できる施設は、地区の理解を求め施設を統合し、将来の維持管理費を抑えることを図ります。

次に、未収金です。経営の安定化はもとより、水道利用者の不公平感が生じないように、未収金の適正な対策を講ずる必要があります。未収金対策として、督促、催告、停水予告、停水等を行っています。平成28年度末の未収金は、約5,190万円で前年度より226万円の減となりました。今後も適正な債権管理、滞納整理を行っていく必要があります。

次に、収益的収支における純利益の減少についてです。平成28年度の収益的収支は、総収入2億9,788万円、総支出2億9,110万円、純利益として678万円となりました。純利益の落ち込みの原因としては、収入について給水人口の減少による給水収益の減、支出について経常的な経費は少し減となっているが、水道施設更新等による減価償却費の増が影響しています。今後も本市においては、人口減は避けて通れない状況だと思われるので、給水収益は減少することが見込まれます。純利益が少なくなると、資本的収支への財源補てんができなくなり、施設の更新工事が計画どおりに進みません。ますます老朽化が進み維持費が多く必要となります。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

(1 2 番 武藤 清君発言席)

○12番(武藤 清君) 水道課のご苦勞が見えるようです。一生懸命やっていたいておるということは十分承知をしておりますけれども、なかなか水道課、どう頑張っても今の課題についての克服っていうのか、金があればどうとでもなるということでしょうけれども、そういうことからするとなかなか簡単ではないというように思っております。

会計見通しにつきましては、割愛をさせていただきたいと思います。

あと市長にお尋ねをしますけれども、水道法の改正案が今、国会へ上程されておるようです。継続審査になっておるようですが、内容につきましては、主に5点あるようでございますけれども、本市に関係あるとすれば広域連携の推進ということが改正の中にあるようでございまして、広域連合で水道会計をやっているというこのようですが、それ本市に当てはめたときに他の市町村と広域でやれるかどうかといいますと、西も東も山を抱えておりますので、なかなかそれっていうのは難しいのではないかと。四万十は四万十川がありますから水道料は安いのかもわかりませんが、本市と連携でやっていくということにどんだけメリットがあるのか。宿毛がどうなるのか、大月が三原がと考えたときにはなかなかこの広域連携しながらということは、これはそうそう簡単ではないのじゃないかと思っております。

それからもう一つ、5点ぐらいありますけれども、官民連携の推進ということがうたわれておるようですけれども、民間に水道管理を任す、運営権を任すということのようではありますが、これもなかなか人間の命にかかわる、大変重要な生命の源の水でありますから、民間業者に任せてよかったという例はあまりというか、結構そうではないという事例があるようでございまして、これもなかなか今度の水道法の改正によって本市に当てはまるということになるのかどうかというのは、これ不透明だと言わざるを得ません。そこで西原議員の昨年質問の中でも、何点か指摘を、今、水道課長から課題について報告がございましたけれども、それと同じように指摘があったところでございます。

今回の監査報告の中でも指摘及び要望事項についてということで、有収水量の確保、工事関係の中で漏水改善、耐震化工事等々についての要望、それから水道使用料の未収金対策、それから水道料金の値上げについてというふうな、4点にわたっての要望が監査委員から出されているところでございますが、この4番目の水道料金の値上げにつきましては、昨年の西原議員の中でも質問がございまして、市長として水道行政を維持していくために、料金体系をどのように図るのか、市長の所見をお伺いをしたいという質問に対しまして、市長の答弁は市民への負担を考えれば、やはり今後は定期的に、審議会というのは昨年12月にできておまして、きょう水道課で聞きますと、もう既に諮問をして審議をさせていただいておるということをお聞きしましたので、大変心強く思っておりますけれども、そういうことの中で定期的に審議会を

開催をして、水道料金について全ての市民の負担については、なるべく大幅な改定は行わない、計画的な改定を行うという市政運営をしていきたいという答弁があったところでございます。

諮問をしていただいておりますので、ありがたいというか、値上げがありがたいわけじゃありませんが、それはそれでもうやむなし、企業会計ですから、そうそう簡単に一般会計から補てんをすればこと足りるということでないというふうに思いますから、市長、その値上げについての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 水道料金については19年据え置きをしている状況が続いております。水道課長が答弁したようなさまざまな課題を抱えているところであります。しかしながら、水道事業は市民生活を支える重要なライフラインでありまして、安全な水を安定して供給する使命というのがあります。この使命を果たしていくために、経営環境が厳しい状況にあっても、水質管理を徹底し、浄水場施設等を適切に維持管理するほか、老朽化する水道管などの更新や耐震への対応を進める必要があります。

こうした現状を踏まえ、持続可能な事業運営を確保するために、現在、水道料金審議会に水道料金の適正化について諮問を行い、審議を委ねているところであります。その答申が10月中旬に出されるという予定になっておりますので、その答申を受けて市としての方針を決定し条例改定の議案をまとめ、できれば12月会議に条例案を上程する予定であります。ご指摘の点を踏まえ、市民の皆様には十分に周知を行い、大きな負担にならないようにそうした取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 水道を取り巻く状況っていうのは皆さんご案内のとおりですし、10年来上げていないということですから、値上げするについて市民、そりゃ値上げをして喜ぶということではありませんけれども、やむなしかなというふうには思っていたけるのではないかというふうに思います。ただ、とはいいまして、やっぱりいろんな情報というのを市民の皆さんに値上げを発表するまでにやっぱり伝えるっていうのは大変重要な作業でありますから、例えば区長会等々でそういう機会がありましたら、状況ということについて前段で報告をし、いざ値上げを発表したときには、経過を理解していただいて、値上げについても理解をいただけるという作業を、これ行政として当然のことです。同じように上げるのやけんかまうまいがみたいなことじゃなくて、やっぱり経過についての報告というのは人間の心理というのは大変重要なことですから、ぜひ値上げするまでに、区長会等々そういう機会があ

りましたらぜひ報告もしながら理解をいただくような努力をお願いしたいというふうに思うところでございます。

次に、ジオにまいりますけれども、ジオにつきましては、6月会議でしたか、森議員と細川議員からも質問があったところございまして、私もこの報告書を8月の2日でしたか、公民館で不認定になったあとの説明会みたいのがあって、初めて出席をしました。90何人、100人近くの参加者があったところですが、あのときに初めてこの文書も見ましたし、ちょっと違和感も覚えながらそのときの会場で皆さんの話を聞いたことでしたが、それから6月の9日ですね、この日付が観光商工課長、6月の9日の日付ですから、それから6月会議で2人の議員からの質問があって、今まで今日に至っておるという時間経過があるわけですが、指摘事項が5点ほどありますね、このジオの委員会からの文書によるとあります。

それから、今年の決算審議における事業説明書の中でも、これジオのまだ不認定になる前の課題の中で、これ観光商工課が書いた中で、事業の課題というのが5点ぐらい出されておるわけでございますが、これらみずからが考えた課題、さらにはその委員会から指摘をされた認定に至らなかった問題点等々について、認定にはどのようにしたら認定になるのか教えてください。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

ご存じのように、土佐清水ジオパーク構想は、本年4月に日本ジオパーク認定に向け、申請を行いました。認定見送りという結果になりました。認定見送りの主な指摘事項を整理しますと、武藤議員5点というふうに今言われましたが、大きく分類しますと「土佐清水ならではのジオストーリーの構築」これがよくできていないと。「目的に沿ったビジョンの作成、共有」この部分にちょっと足りない部分があるんじゃないか。大きくはこの2点になるというふうに分析をしております。

推進協議会では見送り決定後、臨時総会を開催いたしました。その場でジオパークの活動の継続を確認し、次回申請の時期について、来年度申請を目標とし、指摘事項等の改善状況を見て、来年2月から3月のころに最終決定をするというふうに確認をしたところです。

現在の取り組み状況を述べておきますが、まずは指摘事項の改善が先決であろうということで、そのために見送りの理由を正しく理解することが重要だということで、認定審査にかかわってきた専門家を招いて、指導を受け改善に取り組んでおります。あわせて、地域づくりの道具として、やっぱり主役となる市民とともに築いていくことが地道ではありますが、大切な活

動であると捉えまして、市民とかかわる場を積極的に設けているところでもあります。

同時に、一方では認定審査に対応できるよう、具体的なビジョンや実行のための計画を作成し、それを進める推進体制や拠点施設を整理し、自立したジオパークを描けたときに認定されるときというふうに考え、取り組みを進めているところでもあります。

手探りで進めてきた昨年と比べまして、今年認定申請をしたことで継続するところ、それから改善するところがはっきりとしてきましたので、それを道しるべに、次の認定に向けて取り組みれば十分可能性はあるというふうに考えております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 次の質問。「観光客はふえない」これ先ほど言いました、8月の2日でしたか、会の中でも専門家の方から観光客がふえたとありませんよという話がありました。ただ、これ私だけではないかと思いますが、そういうように観光客はジオに認定がなかったとしてもふえたとどこにもありませんよみたいな話が出ましたので、えっ、それは違うがじゃないかみたいな認識を持った方が多かったのではないかと。この会が終了して日にちがたってからそういう話も聞く機会があったわけですが、協議会の設立の趣意書とか、協議会の総則何かを初めて私これ見たんですが、これ見てみますと、やっぱりジオパークの質の向上に努めるとともに、市民の郷土への誇りを醸成しながら地域の振興・活性化を図りというふうな文言がきておりますから、それから設立趣意書もそうですが、振興・活性化ということになってくるとこれがとりあえず頭にくるのが観光振興というふうには、ストレートにつながってきますから、いきなり会場で観光客ふえませんよみたいなこと言って切り捨てられると、あれ違うがじゃないかというふうな思いをいたしましたので、言いたいことは、結局そういうことに対する担当課のほうの指導というのか、説明というのが不十分であったのではないかという気がしたのです。

私は、例えば世界遺産に認定されたらそれだけで観光客がわんさか押しかけるということではなく、やっぱりこのジオの認定というのはこの土佐清水市に住む人間が、心の誇り、ステータスをどう持つのかということのために認定を受ける。世界の中で、地球46億年の歴史の中でいろんな地殻変動がありながら、土佐清水市が今こうあるのは、あそこの地形はここ、こういう成り立ちでこういう状況になっちょるがですよということは、世界に誇れるということを経ジオに認定になることによって、土佐清水市民が自信を持って生きられるということにつなげていくということが本来の狙いであって、そのことを外部にアピールをして、それで同じような考え方を持つ皆さんを呼び込んだり、認識、それに興味がある皆さんを観光客として誘致をするということのために、認定になったということを利用して観光客がふえると

いうことになるということが前提であって、ジオに認定になったら観光客が来ますよみたいなことを皆さんが、僕も思っておりましたが、ということであったとすれば、ちょっとやっぱりそこあたりが説明というのが、もしかしたら不十分じゃなかったのかなという気がするところですが、そのことはそれで観光客がそうでしょう、そうだと思います。だから、課長に聞きませんので。

次に、最後の質問、まちづくり条例とのリンクということですが、この委員会の結果報告書の中の評価される点の文書を読んで、フィリピン海プレートの沈み込みによって付加体堆積物とか、日本海拡大期ですとか、西日本の回転に伴って形成された前弧海盆を充てんする堆積層ですとか、深成岩体ですとか、約15Maですとか、これ極めて専門的で、これジオの協議会の皆さんへの報告、行政の報告ですから、これはこれでよしとしたものだとしても、こういうすごくハイレベルな学術的な問題についての知識というのは、当然やる必要があると思うのですよ。それは大事だと思います。でもそのことを説明をして、受ける側の人間が、そうかなるほど、わかった、ふーんと関心をするのか、そんなことはありやせんがやないか。エベレスト山に貝の化石がある。そんなこと嘘やろ言うていうようなことしか思わんというような私みたいな人間を理解をさせるということからすると、こういうハイレベルな知識を持ちながら、それでも土佐清水市というのはこうこう、こうこうですよとじゅんじゅんと説いていくということも極めて重要だと思うのですよ。そのことを学習をさせるためのネタというか、材料というのを行政がまくというのか、指摘をして皆さんの中で勉強させて、興味のある方が勉強していくというようなことをするのと、要は2本立てでないといかんのじゃないかというふうに思います。そうじゃないとなかなか市民にジオをみたいなこと簡単に、この今、話しましたこの文書を持って行ってぜひジオをと言うても、これはちょっとどうかと思いますので、ぜひそのかみ砕いたということと、専門職でしっかり知識をもって対応できるということと、2階建てでやっていくというのが貴重ではないか、そうせんとなかなかジオというのは、市民のものにならない。やっぱりそういう、それぞれの市民レベルの個人の力量に応じたジオを研究したいっていうグループをあっちでもこっちでもつくっていくというのが、私はそのまちづくり条例にぴったし、マッチをするということにつながっていくというように思っておりますから、ぜひそういう点でも今後は考えていただきたいと思いますが、観光商工課長のご見解をお伺いするところであります。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

今、武藤議員言われましたように、ジオはやはり基本的にはその地質学的な専門な部分って

というのは、絶対押さえないかん部分であります。それをいかに、例えばジオツアーとかジオガイドさんを含めて、それをいかに来てくれる皆さんにかみ砕いて、わかりやすく、楽しく、それを伝えていくか、そのことによって地域の活性化なり観光客の増加というのを図っていくというのがジオの大事なところだと思いますので、専門的な部分はしっかり押さえながら、それをわかりやすくかみ砕いて、楽しく伝えていくということに心がけて、今活動もしているところであります。

土佐清水市みんなでまちづくり条例ですが、ジオパークの活動理念というのは、住民主導により持続可能な活動で、地域活性化を行うというところにあります。平成28年に制定されたこの条例ですが、この目的にも「市民、市議会及び市の役割、責務等を明らかにし、市民の知恵や力を活かすことにより、持続可能な真に自立したまちづくりをめざします。」というふうに書かれております。やっぱり双方目指すところといいますか、活動の理念的なところは似たようなものになるというふうに思います。

ジオの活動で現在進めております市民参加で意見を聞いて議論を深めていく、そういう作業はまさにそのまちづくり条例とリンクしていくと、そういうことを意識しながらジオの活動も続けていきたいというふうに思います。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） ありがとうございます。

ぜひ、そういう方向でお願いしたいと思えますし、認定ならんじゃならんでもかまんがやないかという気がするんですよ。でも1,000万円ぐらい予算を使っておりますから、その上に市長が行ったり議長が行ったりしてこれにプラスアルファが結構あると思うのですが、含めて。認定になったらええと思えます。

どうも、終わります。ありがとうございます。

○議長（仲田 強君） 以上で、通告による一般質問は全て終わりました。

一般質問を終わります。

日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

市長提出議案第42号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第58号「工事請負契約金額の変更について」までの議案17件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の日程は、予算決算常任委員会は9月14日、20日及び21日、総務文教常任委員会は9月15日、産業厚生常任委員会は9月19日、それぞれ午前9時から開催いたします。

各委員会は、9月26日までには、各案件の審査を終わりますよう、特にご配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月26日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時01分 散 会